

| | |
|---------------------------|-----|
| 第5回 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ | 資料3 |
| 平成28年5月13日(金) | |

歯科の専門医制度における日本歯科医学会の取組み

平成28年5月13日

日本歯科医学会提出資料

1. 本邦における歯科領域の専門性資格（専門医）の認定制度

本邦における歯科領域の専門性資格（専門医）の認定制度は、日本口腔外科学会が 1973 年（昭和 48 年）に発足した「口腔外科専門医」制度が最初である。その後、歯科領域の各専門学会がそれぞれの分野の歯科医療を担当する歯科医師の育成を目的に認定医（専門医）制度の運用を開始し、平成 28 年 3 月現在、日本歯科医学会所属分科会では、専門分科会は 21 分科会のうち 17 分科会が、認定分科会は 22 分科会のうち 21 分科会が同制度を運用している【1】。これら認定医（専門医）制度により歯科医療・歯科医学の専門分化と深化が進められた一方で、資格認定基準や研修プログラムに統一性がなく多様な制度が乱立し、社会構造や口腔疾病構造が変化する中で必ずしも国民・患者の受診行動に繋がっているとは言えない状況にあるとの指摘がある。

2. 認定医・専門医制協議会（現在名称：専門医制協議会）の設立と活動

平成 14 年 3 月 29 日・厚生労働省告示 158 号（医業若しくは歯科医業又は病院若しくは診療所に関して広告することができる事項）及び平成 14 年 3 月 29 日・厚生労働省告示 159 号（厚生労働大臣が定める研修体制、試験制度その他の事項に関する基準）により、平成 14 年 4 月 1 日付けで医療機関の広告規制が緩和され、医師又は歯科医師の専門性に関し、告示で定める基準を満たすものとして厚生労働大臣に届出がなされた団体の認定する資格名が広告できることとなった。

かねてより各専門分科会における認定医（専門医）制度について検討を行ってきた日本歯科医学会は、広告規制緩和の一環であるこの件への対応を図るため、平成 14 年 7 月 29 日（月）に医学領域の専門医認定制協議会の酒井紀議長並びに杉本恒明顧問を招いて、医学領域における専門性資格の広告について、特に専門医認定制協議会のこれまでの活動経緯及び現状について話を聴いた。この後同年 8 月 6 日（火）、日本歯科医師会、日本歯科医学会、日本歯科医学会専門分科会で三者懇談会を開催し、また同日には臨時常任理事会を開催して「認定医・専門医制協議会」の立ち上げを決定した。

この協議会は、日本歯科医師会、日本歯科医学会（専門分科会を含む）、及び有識者からなる三者構成とし、当分の間は日本歯科医学会の内部機関として活動することとされた。第 1 回協議会で藍稔東京医科歯科大学名誉教授（有識者）を座長に選出し、第 2 回協議会以降、本協議会の組織・活動方針等について協議し、協議会運営規程としてまとめ、日本歯科医学会の承認を得ることとした【2】。また、日本歯科医学会専門分科会から厚生労働省への専門性資格認定団体の申請にあたっては、本協議会が事前審議の体制で審査にあたることとし、その手続き等についても関係方面に申し合わせる事、所属分科会にその旨の周知を要請することとされた【3, 4】。

この認定医・専門医制協議会における専門性資格を認定する団体を審議するための指針や専門分科会から申請があった際の事前審査に係る申し合わせの内容は現在も継続して運用されている【5】。

3. 日本歯科医学会認定医・専門医制協議会による専門医制度のグランドデザイン

平成 17 年 2 月に日本歯科医学会認定医・専門医制協議会は専門医制度のグランドデザインを策定した【6】。前項で示した平成 14 年 3 月の厚生労働省告示による広告可能な専門性資格制度の導入から約 3 年が経過する時期にまとめられたこのグランドデザインは、歯科医療の専門医制度の概要とその実施のための基本原則を示すものとして策定され、専門医制度に係る組織図（協議機関と認定機関）、専門医の名称、専門医の定義と移行措置を含む内容である。

本グランドデザインに関連しては、藍座長の執筆により、歯科医療の専門医制度とその実施、専門医資格取得に関する事項について、専門医制度のグランドデザインに則った概説が日本歯科医師会雑誌第 58 巻第 2 号（平成 17 年 5 月）に掲載された【7】。

4. 広告可能な歯科医師の専門性資格名と申請状況について（平成 28 年 4 月現在）

平成 28 年 4 月現在、広告可能な歯科医師の専門性資格は 5 つである。平成 15 年 11 月 19 日に公益社団法人日本口腔外科学会、平成 16 年 10 月 5 日に特定非営利活動法人日本歯周病学会、平成 18 年 3 月 24 日に一般社団法人日本小児歯科学会及び一般社団法人日本歯科麻酔学会、平成 22 年 3 月 17 日に特定非営利活動法人日本歯科放射線学会がそれぞれ認定する専門性資格の広告が可能となった。

特定非営利活動法人日本歯科保存学会、公益社団法人日本補綴歯科学会、公益社団法人日本口腔インプラント学会より届出のあった専門性資格はまだ広告可能とされていない。また、一般社団法人日本顎関節学会、公益社団法人日本矯正歯科学会の専門性資格認定団体申請は現在審議中である。

5. 日本歯科医学会専門医制在り方検討会打合せ会における検討（評価する歯科医療・評価される歯科医療への転換）

日本歯科医学会専門医制在り方検討会打合せ会は、日本歯科医学会と日本歯科医師会で平成 22 年 4 月 8 日（木）に第 1 回打合せ会が開催された。本打合せ会は、平成 24 年 8 月 9 日（木）の第 4 回打合せ会までに計 4 回開催した。前項に記載した各専門学会における広告可能な専門性資格認定団体の申請状況や国民視点の歯科専門医制の在り方について、「評価する歯科医療・評価される歯科医療への転換」の切り口から、現状の専門医制度の問題点とその打開策、さらには①学会・大学主導型、②学会主導・地域連携型、③地域主導・学会協力型、以上 3 つの専門医の分類（案）について、定義、分野例、施設・設備、備品、患者の評価、患者の移動、配置、一般歯科医の期待・評価、競合、保険制度上での優遇制度、学会に要求される対応並びに広告の各項目の整理を提示した。なお、本打合せ会で取りまとめた「専門医制度について（案）」は日本歯科医学会常任理事会で審議され継続審議とされ現在に至っている【8】。

6. 厚生労働省医政局長への「歯科専門医の在り方に関する検討会」設置要望の提出

平成 23 年度に厚生労働省内に医科の「専門医の在り方に関する検討会」が設置された。平成 25 年 4 月 22 日には、国民に分かりやすい専門医制度設計、医師の地域偏在への配慮、各専門学会の専門医制度認定基準の標準化などの点を踏まえつつ、今後の専門医のあり方等について計 17 回の検討会で検討した結果を報告書にまとめている。この報告書では、新たな専門医に関する仕組みは、「専門医の質を高め、良質な医療が提供されることを目的として構築」とされており、専門医の定義付けと総合診療専門医の専門医制度における位置づけ、中立的な第三者機関を設立し専門医の認定と養成プログラムの評価・認定を統一的に行うこと等が示されている。

歯科では、前項までに示したように、日本歯科医師会、日本歯科医学会、有識者により構成される日本歯科医学会専門医制協議会で歯科専門医のあり方を検討してきた。現行制度の抱える問題を踏まえて、改めて国民の視点に立ったうえで、歯科医療の一層の向上と適正化を図るためには、厚生労働省に検討会を設置し、歯科医師の専門医の在り方について幅広く検討を行うよう、日本歯科医師会と日本歯科医学会の両会長名で厚生労働省医政局長宛に要望した【9】。

7. 日本歯科医学会 歯科医学教育・生涯研修協議会への諮問

平成 27 年 7 月 1 日発足の日本歯科医学会執行部は、臨時委員会・歯科医学教育・生涯研修協議会を設置し、以下の 4 項目の審議を諮問している。本委員会における現時点の作業内容を併記する。

(1) 日歯会員に対する生涯研修システムの構築

在宅歯科診療や地域包括ケアシステムにおける歯科医療の役割を踏まえながら、日歯会員が継続的に研修するシステムを構築する。内容は講義と実習を組合せたものとし、現場で直ちに応用可能な技能の実習を組込む。

(2) 総合歯科診療専門医（仮称）の研修カリキュラムの作成

現在、厚生労働省に「歯科医師の資質向上等に関する検討会」が設置され、この中に「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」が設置されている。今後の議論の方向性は必ずしも明らかではないが、医科では日本専門医機構が総合診療専門医を認定することになったことを受け、歯科でも「総合歯科診療専門医（仮称）」が議論の対称となることが予想される。そこで、総合歯科診療専門医（仮称）の研修カリキュラムを検討し、来るべき新しい歯科の専門性に備える。

(3) 卒前教育における医科歯科連携に必要なキーワード・リストの作成

前述 (1) (2) を踏まえて、多職種連携の中で歯科医師が知っておくべき医科・看護・介護・リハビリテーションなど様々な領域で頻用される基本的用語をリストアップし、それらのうち特に卒前教育で教育すべき用語を日本歯科医学会発として提案する。

(4) 歯科漢方医学教育カリキュラム案の作成

日本歯科医学会専門分科会の日本歯科薬物療法学会ならびに同認定分科会の日本歯科東洋医学会の要望を受けて、歯科大学・歯学部における歯科漢方医学に係る教育カリキュラム案を作成する。※この項目は本協議会の作業を完了し、日本歯科医学会会長名で歯科大学・歯

学部における同カリキュラム案を平成 27 年 11 月 18 日に送付済みである。

8. 厚生労働省歯科医師の資質向上等に関する検討会「歯科医療の専門性に関するワーキンググループ」での検討

現在進行中。

(参考文献)

- 1) 日本歯科医学会所属学会の現状（日本歯科医学会調べ）. 歯科医療の専門性に関するワーキンググループ（第 4 回）参考資料 3. 平成 28 年 3 月 24 日（木）
- 2) 日本歯科医学会専門医制協議会運営に係る取扱い内規
- 3) 専門医広告の申請に係る申し合わせについて. 第 4 回認定医・専門医制協議会. 平成 15 年 2 月 25 日
- 4) 専門医資格に係る届出受理手続の流れ
- 5) 専門医資格を認定する団体を審議するための指針. 第 5 回認定医・専門医制協議会. 平成 15 年 3 月 7 日
- 6) 専門医制度のグランドデザイン. 日本歯科医学会認定医・専門医制協議会. 平成 17 年 2 月
- 7) 日本歯科医学会認定医・専門医制協議会 座長 藍稔. 日本歯科医師会雑誌第 58 巻第 2 号別刷. 平成 17 年 5 月
- 8) 専門医制度について（案）. 専門医制在り方検討会打合せ会（平成 22 年 11 月 15 日日本歯科医学会第 7 回常任理事会協議資料）
- 9) 「歯科専門医の在り方に関する検討会」の設置について（要望）. 日歯発第 777 号・日歯学会発第 80 号／平成 26 年 7 月 31 日（学術課・日本歯科医学会事務局扱い）

(仮)日本歯科医学会における歯科専門医制度に関する協議の経緯

参考資料

| | 平成14年 | 平成15年 | 平成16年 | 平成17年 | 平成18年 | 平成19年 | 平成20年 | 平成21年 | 平成22年 | 平成23年 | 平成24年 | 平成25年 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|------------------------------|-----------|-----------------------------|---------------|-------------------------|--------------------------|-------|-------|-------|--|-------|-------|-------|-------|--|-------|-------|
| 認定医・専門医協議会 (現在名称: 専門医協議会) | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 10月 設立 | 2月 専門医広告の申請に係る申し合わせ | | 2月 専門医制度のグランドデザインの策定 | | | | | | | | | | 7月 「歯科専門医の在り方に関する検討会」設置要望書の提出(日本歯科医師会会長、日本歯科医学会会長の連名要望書) | | |
| | | 3月 専門医資格認定団体を審議するための指針策定 | | | | | | | | | | | | | | |
| 専門医在り方検討会打合せ会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | 平成22年4月～平成24年8月 評価する歯科医療・評価される歯科医療への転換の切り口から専門医制度(案)を検討 | | | | | | | |
| 歯科医学教育・生涯研修協議会 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 平成27年9月～ ・日歯会員に対する生涯研修システムの構築 ・総合歯科診療専門医(仮称)の研修カリキュラムの作成 ・卒前教育における医科歯科連携に必要なキーワード・リストの作成 ・歯科漢方医学教育カリキュラム案の作成 | | |
| 【参考】医療に関する広告可能な歯科医師の専門性資格名 | | 11月 口腔外科専門医 | 10月 歯周病専門医 | | 3月 歯科麻酔専門医 小児歯科専門医 | | | | 3月 歯科放射線専門医 | | | | | | | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-------------------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---------------------------------|-----------------------|--|
| (仮)新歯科専門医制度に関する協議 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 5月～6月 準備会議 7月～3月 設立協議会 | 4月(目標) (仮)第三者協議会設立 | |